

全体会計財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

イ 昭和 60 年度以前に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・ 6 年～50 年

工作物・・・・・・・・ 3 年～75 年

船舶・・・・・・・・ 7 年

物品・・・・・・・・ 3 年～17 年

② 無形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア・・・・・・・・ 5 年

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転以外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、評価をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価格が著しく低下した場合における実質価格と取得価格との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

債権等（未収金、長期延滞債権、貸付金、長期貸付金）の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損実績率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から島根県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、島根県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち隠岐の島町へ按分される額を加算した額を控除し計上しています。

④ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当（共済費を含む）の支出に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分の金額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（隠岐の島町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得価格または再調達原価が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税基本通達7-8-1（資本的支出の例示）や法人税基本通達7-8-2（修繕費に含まれる費用）等をもとに資本的支出と修繕費を区分しています。

2 追加情報

(1) 全体会計対象会計の一覧

一般会計等に以下の会計が加わります。

特別会計	国民健康保険事業勘定特別会計
	国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計
	国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計
	国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計
	下水道事業特別会計
	駐車場事業特別会計
	訪問看護事業特別会計
	中財産区特別会計
	後期高齢者医療保険事業特別会計
公営企業会計	上水道事業会計

(2) 出納整理期間について

財務諸表は、3月31日を基準日として作成していますが、地方自治法第235条の5に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです

ア 範囲

令和4年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし